

【令和9年4月採用】三島町職員採用候補者試験公告

三島町職員採用候補者試験を次のとおり実施します。

令和8年4月15日

試験職種	一般事務（大学卒程度）
採用予定人数	若干名
受験資格	平成9年4月2日以降に生まれた者で、高校を卒業した者、または令和9年3月までに卒業見込の者。
受験申込期間	令和8年5月13日（水）から、令和8年6月12日（金）まで ※郵便による申し込みの場合は、令和8年6月10日（水）までの消印があるものに限り受け付けます。
試験の方法	教養試験・小論文 適性検査・個別面接
試験の日程	1次試験 令和8年7月12日（日） 受付 9:00～9:30 教養試験 10:00～12:00 適性検査 13:00～13:55 2次試験 令和8年10月予定 ※日程等は、1次試験合格者に通知します。
試験会場	1次試験 福島市金谷川1番地 福島大学 2次試験 三島町大字宮下字宮下350番地 三島町町民センター
合格発表	1次試験結果 8月中旬予定 ※本人に通知します。 2次試験結果 10月下旬予定

ただし、次のいずれかに該当する者は受験できません。①日本の国籍を有しない者。②拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者。③三島町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者。④日本国憲法施行の日以後において日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者。

◆合格者の採用

- 合格者は採用候補者名簿に記載され、成績順に町長が採用する者を決定します。この採用候補者名簿の有効期間は原則として1年間です。
- 初任給は三島町の給料表により支給され、そのほか通勤手当、超過勤務手当、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。
- 令和9年3月までに必要な受験資格を得られなかった場合は採用されません。

◆受験の手続

（1）申込用紙の交付

申込用紙は、三島町役場で交付します。郵便により申込用紙を請求する場合は、試験職種に応じて、封筒の表に「令和9年4月採用試験申込用紙請求（一般事務）」と朱書きし、140円切手を貼った本人宛の封筒（角2）と、氏名・住所・電話番号を記した書面を必ず同封してください。

（2）申込の方法

①申込用紙に必要事項を記入し、受験票は切り取らずに、三島町役場に提出してください。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「令和9年4月採用試験申込」と朱書きして送付してください。

②市販の履歴書（写真貼付）を同時に提出（同封）してください。

※受験票の写真欄には、最近6カ月以内に撮影した本人の写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6cm×横4.5cm）を貼り、受験当日に必ず持参してください。（※受験票がない場合、または受験票に写真を貼っていない場合は、受験できません。）

◆試験結果の開示

試験の結果については、試験の不合格者に限り口頭で開示を請求することができます。開示内容は得点と順位、開示期間は合格発表の日から1カ月間、開示の場所は三島町役場総務課です。なお、電話、郵便等による請求では開示できません。受験者本人であることを明らかにする書類（運転免許証、学生証、旅券等）を持参の上、受験者本人が来庁してください。

◆その他

（1）受験の際は、「HB」の鉛筆と消しゴムを持参してください。それ以外の筆記用具は使用できません。

（2）この試験に関し不明な点は、三島町役場総務課にお問い合わせください。郵便で問い合わせる場合は、140円切手を貼った自分宛の返信用封筒を必ず同封してください。